資料5

北海道におけるまん延防止等重点措置（改定）

（案）

令和4年3月4日

実施内容

より感染力の強いオミクロン株のBA.2系統の感染事例が確認される中、新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、まん延防止等重点措置の下、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による要請などを行う。

オミクロン株の特徴に関する知見

（第74回（令和4年3月2日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード）

【感染性・伝播性】
　オミクロン株はデルタ株に比べ、世代時間が約2日（デルタ株は約5日）に短縮、倍加時間と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

【感染の場・感染経路】
　国内では、多くの感染がこれまでと同様の機会（換気が不十分な屋内や飲食の機会等）で起きており、感染経路もこれまでと同様に飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等を介していると考えられている。

【重症度】
　オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されているが、オミクロン株感染による入院例が既に増加している。

【ワクチン効果】
　初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下するが、入院予防効果は一定程度保たれている。また、ブースター接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復することや、ブースター接種後のワクチン効果の減衰についても海外から報告されている。

【BA.2系統】
**　現状、国内におけるオミクロン株の主流はBA.1系統であるが、BA.2系統も検疫や国内で検出されており、その割合は増加する可能性がある。この場合、感染者数の増加（減少）速度に影響を与える可能性がある。なお、BA.2系統はBA.1系統との比較において、実効再生産数及び二次感染リスク等の分析から、感染性がより高いことが示されている。**

措置区域　**全道域**

期　間　**令和4年3月7日（月）～3月21日（月）**

※まん延防止等重点措置を実施すべき期間については、国において決定される。

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

要請内容

（日常生活において）

◆「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク※の着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。（特措法第24条第9項）

※不織布マスクを推奨、以下同じ

◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。（特措法第24条第9項）

◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。（特措法第24条第9項）

（特に外出の際は）

◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。（特措法第24条第9項）

◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。（特措法第24条第9項）

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。（特措法第24条第9項）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

（特に飲食の際は）

◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。（特措法第31条の6第2項）

◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。（特措法第24条第9項）

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。（特措法第24条第9項）

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。（特措法第24条第9項）

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆国の基本的対処方針では、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるよう求められており、北海道への不要不急の移動は、極力控える。（協力依頼）

【飲食店等への要請・協力依頼】

対象施設	〔飲 食 店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)
要請・協力依頼内容	【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】(特措法第31条の6第1項) ◆①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時までとするか、または、 ②営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わないこととする。 ※期間を通して上記のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) 【上記以外の飲食店等】(特措法第31条の6第1項) ◆営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。
	◆同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。(特措法第24条第9項) ※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。 ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項) ◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項) ◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。(協力依頼)
	※要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

【飲食店等に対する協力金】 3月7日～3月21日まで全期間(15日間)協力
(認 証 店)【①の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり37．5万円～112．5万円、大企業:1店舗あたり最大300万円
【②の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり45万円～150万円、大企業:1店舗あたり最大300万円
(上記以外)中小企業・個人事業者:1店舗あたり45万円～150万円、大企業:1店舗あたり最大300万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限及び収容率(※1)	○人数上限 5，000人 ○収容率 [100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔) [50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔) 〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉 ○人数上限※4 20，000人 ○収容率 100%以内 ※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください

特措法第24条第9項

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)
※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する
※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)
※4 対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない

要請・協力依頼内容	◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼) ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項) ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※ 3月7日以降に販売開始されるチケットは、引き続き人数上限及び収容率等を満たすこと。